

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の設置要綱  
(案)

### 1. 趣旨

近年、自動ブレーキや自動車線維持機能等の自動運転技術の普及拡大に伴い、自動車技術の電子化・高度化が急速に進展している。また、この流れは今後自動運転技術の進化・普及等に伴い加速度的に拡大する見通しである。

自動運転技術は、高度かつ複雑なセンシング装置と電子制御装置で構成されており、これらの装置が故障した場合等には、期待された機能が発揮されないばかりか、誤作動等につながる恐れもあることから、使用過程時の機能維持を図ることが安全上重要となる。

そのためには、自動車検査において、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定機を中心とした検査に加えて、電子制御装置まで踏み込んだ機能確認の手法を確立することが必要である。

具体的には、最近の自動車にはセンサーや構成部品の断線や機能異常の有無を自己診断し、記録する装置（車載式故障診断装置（OBD：On-board diagnostics））が搭載されているところ、これを自動車の電子制御装置の検査に活用できる可能性がある。

このため、今般「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」を設置し、OBDを活用した自動車検査手法について検討を行うこととしたい。

### 2. 検討会の設置

(1) 名称：車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会（仮称）

(2) 構成員：資料1のとおり

(3) 検討事項：

(イ) OBD検査の必要性について

(ロ) OBD検査にかかる保安基準のあり方

① 判定に用いる故障診断装置（以下「法定スキャンツール」という。）の仕様

② 法定スキャンツールによる合否判定の基準

③ 対象車両の範囲（車種、製作年、少数台数の取扱い等）

(ハ) 法定スキャンツールの機能更新（アップデート）の枠組み

(ニ) OBD検査・整備のために必要な整備情報の提供のルール

(ホ) 点検整備項目、点検整備記録簿の様式 など

### 3. 議事の公開

(1) 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件については非公開とすることができる。

(2) 会議資料及び議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載する。ただし、座長が、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めた場合その他正当な理由があると認めた場合には、資料又は議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。